

地方公共団体の資産・債務改革について

平成19年5月8日
菅議員提出資料

地方公共団体の資産・債務改革について

○ 基本方針2006に基づき、全地方公共団体に対し、公会計の整備と、資産・債務改革の具体的施策等の策定を要請中

- 公会計については、国の作成基準に準拠し、都道府県、人口3万人以上の都市は3年以内に整備すること等を要請中(H18.8)
- 資産・債務改革の具体的な施策等については、国の工程表(H19.3)も参考にしつつ、全団体が3年以内に策定するよう要請中(H18.8)
- 総務省として取組状況のフォローアップを実施

○ 第三セクターの改革を積極的に推進

- 「第三セクターに関する指針(H15.12)」や「新地方行革指針(H17.3)」により第三セクターの民営化や廃止・統合等の積極的な推進を要請中
- 地方公共団体が行う第三セクター民営化等への支援体制を構築
 - ・ 地方公共団体からの関与のあり方や第三セクターの資産評価手法等について、マニュアル等を整備
 - ・ 個別の第三セクター民営化案件に対する具体的な助言・情報提供体制の整備を検討

民営化の実施状況(H13からの累積)

